

条

例

議案第3号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年6月9日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(促進区域における不動産取得税の課税免除) 第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から令和10年3月31日までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。	(促進区域における不動産取得税の課税免除) 第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から令和7年3月31日までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）については、不動産取得税を課さない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

議案第 4 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 9 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年鳥取県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において、<u>1週間の勤務日の日数が3日以上である非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する<u>非常勤職員以外の非常勤職員</u>（短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同

員で<u>1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの</u>以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同じ。）	じ。）
ア <u>1週間の勤務日の日数が3日以上である非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの</u> イ <u>1日の勤務時間数を考慮して人事委員会が定める非常勤職員</u> <u>職員</u> (部分休業の承認) 第20条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間（前項に規定する特別休暇に	員で<u>1年間の勤務日の日数が121日以上であるもの</u>以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同じ。） (第1号部分休業の承認) 第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものを承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間（前項に規定する特別

休暇に相当する休暇を承認されている非常勤職員にあっては、1日の勤務時間から当該休暇の時間に5時間45分を加えた時間を減じた時間)の範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

相当する休暇を承認されている非常勤職員にあっては、1日の勤務時間から当該休暇の時間に5時間45分を加えた時間を減じた時間)の範囲内で行うものとする。

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間
は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情
は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障

が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員（非常勤職員を除く。）が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（次項において「部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員（非常勤職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(給与の減額等) 第15条 略			(給与の減額等) 第15条 略		
2 職員が次に掲げる休業又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。			2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。		
(1) 育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における					

る休業として知事が定めるものをいう。)

(2) 修学部分休業 (当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。)

(3) 高齢者部分休業 (55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として知事が定めるものをいう。)

(4) 子育て部分休暇 (当該職員が中学校修了前の子その他の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。)

(5) 介護休暇等 (当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。)

3 略

3 略

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(給与の減額等) 第17条 略 2 職員が次に掲げる休業又は<u>休暇の承認を受けて勤務しない場合</u>には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。			(給与の減額等) 第17条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。		
(1) <u>育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達す</u>					

るまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。)

(2) 修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。)

(3) 高齢者部分休業（55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。)

(4) 子育て部分休暇（当該職員が中学校修了前の子その他の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。)

(5) 介護休暇等（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。)

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与の減額等) 第22条 略 2 職員が次に掲げる休業又は<u>休暇の承認を受けて勤務しない場合</u>には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額等) 第22条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）

う。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）
- (2) 修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）
- (3) 高齢者部分休業（55歳に達した当該職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休業として企業管理規程で定めるものをいう。）
- (4) 子育て部分休暇（当該職員が中学校修了前の子その他の子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）

(5) <u>介護休暇等（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）</u>	3 略
---	------------

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 後	正	改 正	前
(無給休暇) 第17条 略 2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)・(2) 略 (3) 子育て部分休暇 <u>次に掲げるいずれかの期間</u>		(無給休暇) 第17条 略 2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)・(2) 略 (3) 子育て部分休暇 <u>始業の時刻から連続し、又は終業の時</u>	

	ア <u>1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間</u>
刻まで連続する勤務時間内において、<u>1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間</u>	イ <u>毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、77時間30分の範囲内で1時間を単位として必要と認められる期間</u>
(4) 略 3～6 略	(4) 略 3～6 略
(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇) 第20条 略	(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇) 第20条 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第21条 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項

において「対象職員」という。) に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置 (次号において「育児期両立支援制度等」という。) その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3. 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならぬ。

(要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第22条 任命権者は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要と

(要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第21条 任命権者は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要と

するに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> 2 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第22条 略</u> （人事委員会規則への委任） <u>第23条 略</u>	するに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない</u>い。 2 略 （勤務環境の整備に関する措置） <u>第23条 略</u> （人事委員会規則への委任） <u>第24条 略</u>
（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正） 第6条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	

改 正 後	改 正 前
(無給休暇) 第15条 略 2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)・(2) 略 (3) 子育て部分休暇 <u>次に掲げるいずれかの期間</u>	(無給休暇) 第15条 略 2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)・(2) 略 (3) 子育て部分休暇 <u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において、1日につき2時間(職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間)の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間</u>
ア <u>1日につき2時間(職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間)の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間</u>	

イ 毎年4月1日から翌年3月31日までの間において、77時

間30分の範囲内で1時間を単位として必要と認められる期

間

(4) 略

3～6 略

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第17条の2 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条 市町村教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例

第23条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出を
した職員（以下この項において「申出職員」という。）に対し
て、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次
号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事
項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請
求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措

(4) 略

3～6 略

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第17条の2 略

置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 市町村教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児の両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事

情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するため
の措置

3 市町村教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定に
より意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配
慮しなければならない。

(要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確
認等)

第19条 市町村教育委員会は、職員が要介護者が当該職員の介護
を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対し
て、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び
次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項
を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該
職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければ
ならない。

2 略

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条 略

(要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確
認等)

第18条 市町村教育委員会は、職員が要介護者が当該職員の介護
を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対し
て、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び
次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項
を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申
出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向
を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 略

(人事委員会規則への委任) <u>第21条</u> 略	(人事委員会規則への委任) <u>第20条</u> 略
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。 (職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 3 施行日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における第5条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第17条第2項第3号イの規定の適用については、「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。	

- 4 任命権者は、施行日前においても、新勤務時間条例第21条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 施行日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇の承認の請求をする場合における第6条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新県費負担教職員勤務時間条例」という。）第15条第2項第3号イの規定の適用については、「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。
- 6 市町村教育委員会は、施行日前においても、新県費負担教職員勤務時間条例第18条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。